四　当該認可に係る子会社対象保険会社等（当該子会社対象保険会社等を子会社とする法第百六条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書類
［イ・ロ　略］
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
ニ　［略］
［五・六　略］

2　［略］

3　前二項の規定は、法第百六条第五項ただし書の認可（保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可を除く。）及び同条第七項において準用する同条第四項の認可について準用する。

4　保険会社は、法第百六条第八項の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　理由書
二　当該承認に係る子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国の会社に関する次に掲げる書類
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
ロ　業務の内容を記載した書類
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
三　その他法第百六条第八項の承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

5　保険会社は、法第百六条第十項の規定による延長を申請しようとするときは、延長申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　理由書
二　当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書類
三　当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
ロ　業務の内容を記載した書類

四　当該認可に係る子会社対象保険会社等に関する次に掲げる書類
［イ・ロ　同上］
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
ニ　［同上］
［五・六　同上］

2　［同上］

3　保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　理由書
二　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面
三　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
ロ　業務の内容を記載した書類
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
四　その他法第百六条第五項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

4　第一項及び第二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

［項を加える。］